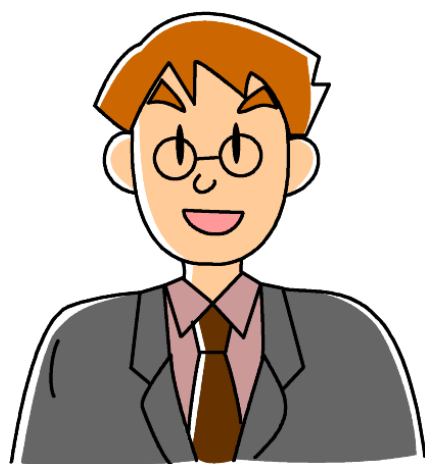


令和7年度
いじめ防止基本方針



さいたま市立針ヶ谷小学校

令和7年度 さいたま市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る問題である」という基本認識の下、本校の全児童が、安心して明るく楽しい学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめは、「しない」「させない」「許さない」そして、「いじめに負けない」児童を育てるため、「さいたま市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この方針は、いじめの「未然防止」「早期発見・事案対処」の取組について、具体的に示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。
- 3 分かる授業、楽しい学習を通して、一人ひとりに充実感を味わわせる。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に努める。教職員がいじめを発見したり、いじめの相談を受けたりした場合には、速やかに生徒指導主任に報告し、いじめ対策委員会にて対策を立てる等、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめの早期発見に向けて、児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 6 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 7 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携・協力して事後指導に当たる。
- 8 いじめの加害者に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導をするとともに、いじめの加害児童が抱える問題を解決するために、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育、生命（いのち）の安全教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し、背景にある事情調査を行い、いじめに該当するか否かを組織において適正に判断する。いじめの事実が認められた場合、単に謝罪をもって安易に解消するとすることはできない。いじめが解消している状態は少なくとも、次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめにかかる行為が少なくとも3か月間止んでいる。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に確認する。

さらに、インターネット上への悪口の書き込みがあったが、該当児童がその事実を知らず、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導を行う。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員：構成員は、校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、人権教育主任、学校運営協議会委員とする。
※なお、必要に応じて、各学年生徒指導担当、主任児童委員、民生児童委員、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、さわやか相談員、大原中学校教職員、警察関係者等の関係者も含む。
- (3) 役割：いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ア 教職員の共通理解と意識啓発
- イ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ア 個別面談や相談の受け入れ、及びその情報の収集と記録、共有
- イ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の収集と記録、共有
- ウ 発見されたいじめ事案への迅速な対応
- エ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- オ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、及び意見聴取
- カ 重大事態への対応

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ア 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- イ いじめ防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ウ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検・見直し（PDCAサイクル）

(4) 開催

- ア 定例会
- イ 校内委員会：8月を除く毎月（常設委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会：必要に応じて、校長が必要なメンバーを招集して開催

2 すずかけスマイル委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、副児童会長、計画委員、学級代表、各委員会委員長（代表委員会と兼ねる。）
- (3) 開催：年間4回開催（いじめ撲滅強化月間に2回、夏休み明けに2回）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

【学校いじめ防止プログラム】

1 道德教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教員の協力体制を整える。
 - 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して ※年間指導計画に位置付ける。

○「いじめ撲滅強化月間」(6月)に向け、道徳の年間指導計画において6月までに、全学級で友を思う心や生命を尊重する心をはぐくむ道徳の授業を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いのちの支え合い」を学ぶ授業実践(高学年)
- ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して ※年間指導計画に位置付ける。

○毎学期始めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても自尊心から、自分から訴えようとはしない傾向があるため、いじめかなと気付いた児童が、いじめられている児童に代わって信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：6年生	6月(大原中さわやか相談員とT. T)	5年生	6月(養護教諭とT. T)
4年生	6月	3年生	7月
2年生	11月	1年生	11月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1)「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマホ・タブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施：4～6年生 6月

6 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用を通して

○教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○PDCAサイクルによる支援の見直しを行い、個別の教育支援計画と個別の指導計画の加筆・修正する。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・教室の扉は、できるだけ開放しておき、教職員が日常的にどの学級にも入れるようにする。
- ・教職員は、いつでも、誰にでも声を掛け、褒め、指導をする。
- ・児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を伝達、共有する。
- ・情報に基づき、速やかに対応する。
- ・おはようメーターの入力結果を学級担任以外に管理職や養護教諭も確認し、複数の目で児童の日々の変化に気が付き、気付いた情報を共有する。

(1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながら教員の呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授 業 中 : 持ち物への落書き、隣と机が離れている、姿勢、表情、視線、忘れ物 等

(3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称するからかい(の様子が見られる)

ボール等皆で使った物の片付け役 等

(4) 給 食 : 班から机を離して食べる、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、お代りの決め方、食欲がない 等

(5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施 : 年間3回(4月・9月・1月)

(2) アンケート結果の活用: アンケート結果に応じて、児童と面談する。必要に応じて、保護者との面談を行う。面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに記録し、保存する。

3 教育相談週間(日)と児童教育相談日の実施

(1) 年1回、2学期の間に教育相談週間を設定する。

(2) 8月を除く、原則毎月第1水曜日にスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーの来校日を合わせて、児童の抱える心身の諸問題について、保護者及び児童と担任等で話し合って共通理解をもち、児童の望ましい成長を支援するスマイル相談日を設定する。

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

ア 特別支援教育コーディネーターを中心にスクール・カウンセラー等との連携

イ 大原中学校さわやか相談室との連携の充実

4 地域からの情報収集

- ・学校運営協議会
- ・青少年育成会
- ・防犯ボランティア

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は、相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

<学校>

○校長は、組織的な対応の全体指揮を行うとともにいじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、情報を集約し、構成員を招集する。

○教務主任は、管理職の指示のもと情報の一部を集約する。

○担任は、事実の確認のため、情報収集を行うとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当は、必要に応じて担任と連携し、事実の確認のため、情報収集を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行い、迅速に学年内の情報共有を行い、集約をする。その後、速やかに校長(教頭)に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、問題の背景に教育相談的要因があれば大原中さわやか相談員等に連絡を取り、専門的な立場からの指導助言が得られるよう連絡・調整を図る。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○養護教諭は、発育測定記録や保健室来室状況を確認する。

○さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクール・カウンセラーは、専門的立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

<保護者>

- 家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、丁寧に話を聞くこと。子どもの言葉で話をさせる。異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 子どもの様子を観察し、いじめの疑いやいじめの事実を認めた場合や友達との関係で異変を感じたら学校にすみやかに報告する。
- いじめられている疑いやいじめられている事実が認められた場合は、一緒に悩み、子どもに寄り添う。
- いじめている事実が認められた場合は、なぜそういうことをしたのか話をよく聞く。また、責めるのではなく、自分がどうされたらどう思うか、よく話し合う。
- 悩み等があった場合には、スマイル相談日を活用し、さわやか相談員等に積極的に相談に乗ってもらう。
- 子どもと会話する時間を積極的にもつ。普段から何でも話せる関係をつくっておく。
- 子どもの交友関係を把握し、情報を集めるように心がける。
- 子どもの目の動きや動作に注目しながら、顔を見て話を聞く。

<地域>

- いじめの疑い、又はいじめを認めた場合、速やかに学校に通報、又は情報の提供を行う。
- けんか、悪ふざけを認めた場合、当事者の確認を行い、指導する。その後、速やかに学校に報告する。
- 登下校時のあいさつや行動を通じて、子どもの様子を観察する。
- 子どもに積極的に声を掛け、顔見知りになる。
- 学校と事件や事故等の情報交換を密にする。下校時の子どもの態度など注意をもって見守る。
- 本校のいじめ防止対策について、取組の現状を地域の各種会合にて伝え、情報の共有を図る。但し、個人情報の取り扱いには十分に配慮する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止対策基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

1 重大事態について

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- ・ いじめ対策委員会（臨時部会）で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

（1）学校を調査主体とした場合

- ア 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

- イ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ウ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- オ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- カ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ア 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・5月の職員会議で実施（生徒指導主任）

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」・・・学校課題研修、校内研修
- (2) 児童理解研修会・・・特別支援教育研修会
- (3) 人権教育研修・・・夏季休業中
- (4) いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）
 - ・5月 特別支援教育研修会、兼児童理解研修
 - ・7月 人権教育研修会
 - ・8月 生徒指導に係る伝達研修
 - ・8月 特別支援教育研修会

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

各学期末の校内いじめ対策委員会（常設委員会）で検証する。

2 校内いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

- (1) 校内いじめ対策委員会の開催時期：毎月の常設委員会と兼ねる。
- (2) 校内研修会等の開催時期：夏季休業中とする。